

農地所有者 様

お し ら せ

「亀岡農業振興地域整備計画」の見直しについて

亀岡市では、優良な農地を確保・保全するとともに、地域農業の振興を図るため、「亀岡農業振興地域整備計画」を策定し、この計画の中でおおむね10年を見越して、「将来とも農地として利用する農地」については、「農用区域農地」としています。

現在の計画策定からおおむね5年が経過し、また、農業・農村を取り巻く情勢等も大きく変化していることから、令和5年度・6年度に計画の全面的な見直し（第9回特別管理）を行うこととしています。

農用区域への編入・除外については、原則的に今回の特別管理以外では対応できません。特に、特別管理以外で除外申請を受け付けるのは、早急に農地以外のもので利用しなければいけない事由が発生した場合（農家用住宅建築のための転用や公共事業用地など）に限られます。

編入・除外の手続きをお考えの方は、今回の特別管理の際に十分御検討の上、必要な手続を行って下さい。

編入 次に該当する農地は、農用区域への編入を検討してください。

1. 土地改良事業（ほ場整備等）や交付金に係る事業（多面的機能支払・中山間地域等直接支払交付金等）を実施予定の農地
2. 集団的に連坦する農地に隣接する農地
3. 農業用施設で上記1，2に該当する農地
4. 地域の農業振興を図る観点から含める必要がある農地

除外 次に該当する農地は、農用区域からの除外を検討してください。

1. 農家住宅の建設等、農地以外に転用する予定の農地（具体的な転用計画）
2. 非農用地と認められる農地（荒廃農地調査における非農地判定、非農地協議済みの農地、林野化した農地等）
3. 集団的に連坦する農地から離れた農地

主に上記1について、除外認可の基準は以下の通りです（除外6要件）

- 当該農地等を利用することが必要かつ適当であって、他に代替える土地がないこと（速やかに農地以外としての利用が必要となるもの：農家住宅、公共事業等）
- 農用地域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- 農地の集団化や作業の効率化など農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 効果的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと（認定農業者等による利用集積等）
- 土地改良施設（用排水施設や農道など）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 土地改良事業が実施されていないこと。
（公共事業等、特別な場合は土地改良事業完了年度の翌年から起算して8年を経過していること）

を全て満たす農地に限ります。

農用地域への編入・除外を希望される場合

- ① その農地がある集落の農家組合長、農業委員などと十分協議の上、所定の用紙（農家組合長に配付の変更申請書）に記入をお願いします。
- ② 所定の用紙は、集落ごとにとりまとめの上、令和5年10月31日までに市へ提出いただくこととしていますので、①の協議後に組合ごとに作成して下さい。
- ③ 計画は、京都府知事の認可後、令和6年度末に公告を実施し、編入・除外の結果については、公告後、農家組合を通じて報告する予定です。

※なお、すべての申請内容が認可されるわけではありません。特に除外については、上記除外6要件の基準に該当するか京都府において審査されます。

問い合わせ先

亀岡市産業観光部農林振興課営農推進係

電話0771-25-5035（直通）